

全国地産地消推進協議会規約

制定	平成 18 年 12 月 27 日
一部改正	平成 25 年 10 月 17 日
一部改正	平成 26 年 3 月 18 日
一部改正	平成 30 年 3 月 20 日
一部改正	令和 4 年 3 月 24 日
一部改正	令和 5 年 3 月 27 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、全国地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 協議会は、地産地消を推進する関係者、その活動を支援する団体等による情報交換、情報提供等を行い、それぞれの連携を促進することにより、個々の取組をバックアップするとともに、地産地消の全国展開を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地産地消の推進についての情報交換
- (2) 地産地消の推進についてのノウハウ及び情報の提供
- (3) その他地産地消を推進するために必要な事業

第 2 章 会員等

(会員)

第 4 条 協議会の会員は、全国において地産地消を推進する個人又は団体若しくは地産地消活動を支援する個人又は団体であって、協議会の設立趣旨に賛同する者とする。

2 会員は、協議会の設立趣旨に賛同する個人又は団体の申し出又は現会員の推薦に基づき、所定の手続に従って追加できるものとする。

3 会員は、協議会の活動に積極的に参加するものとする。

(変更の届出)

第 5 条 会員は、個人会員にあっては、氏名及び連絡先住所について、団体会員にあっては、団体の名称、所在地及び代表者の氏名について変更があった場合には、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(脱会)

第 6 条 会員は、協議会に届け出ることにより協議会を脱会できるものとする。

2 会員が第 5 条に定める変更の届出をせず所在不明となり、1 年以上にわたり連絡がとれないときは、脱会したものとみなす。

第 3 章 役員等

(役員の定数及び選任)

第 7 条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 前項の役員は、会員の中から総会で選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 総会は毎年1回以上会長が招集する。ただし、会長が適当と認めた場合には、書面等による開催とすることができる。

2 前項で定める以外に、会長が必要と認めた場合には、臨時に総会を招集する。

(総会の招集)

第13条 総会の招集に当たり、会長は、少なくとも開催の7日前までに、会議の日時、場所及び第20条第1項(1)の事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

2 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。ただし、第12条第1項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出がなされた者」と読み替えるものとする。

3 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 事業報告に関すること。

(3) 会員の加入及び脱会の状況に関すること。

(4) 協議会の会員としてふさわしくない行為を行った会員の除名。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第12条第1項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出がなされた者」と読み替えるものとする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(書面等又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面等又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面等は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面等を協議会に提出しなければならない。

4 前3項の書面等又は代理人をもって議決権を行使した者は、第14条第2項及び第16条の出席者とみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の加入及び脱会の状況、除名

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名しなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第19条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の中から会長が推薦した者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長が適当と認めた場合には、書面等による開催とすることができる。

4 幹事会の議長は、会長又は会長が幹事の中から指名した者とする。

(幹事会の議決及び協議事項)

第20条 総会に付議すべき事項は、幹事会においてこれを決する。

2 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

(幹事会の議決方法)

第21条 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席しなければ、決することができない。

2 幹事は、幹事会において、各1個の議決権を有する。

3 幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。ただし、第19条第3項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出がなされた者」と読み替えるものとする。

(幹事会の議事録)

第22条 幹事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議決事項に関する協議内容及び議決結果又は協議事項に関する協議内容について記載する。
- 3 議事録は、議長及び当該幹事会に出席した幹事のうちからその幹事会において選任された議事録署名人2名以上が記名しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第23条 農林水産省の協力のもと、会長が適当と認めた団体等に協議会の庶務を行う事務局を置く。

附 則

- 1 この規約は、平成18年12月27日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年10月17日から施行する。
- 3 この規約は、平成26年3月18日から施行する。
- 4 この規約は、平成30年3月20日から施行する。
- 5 この規約は、令和4年3月24日から施行する。
- 6 この規約は、令和5年3月27日から施行する。